

公的年金制度の一元化と厚生年金基金制度

坂 本 純 一

はじめに

公的年金制度の財政は、現役被保険者の所得の一部を引退世代に移転するという、いわゆる世代間の所得移転の仕組みを部分的に取り入れて運営されている。このため、現役被保険者数の年金受給権者数に対する相対比が予測より減少する場合には、財政計画をより厳しい方向で見直す必要が生じる。ここで「より厳しい方向」とは将来の被保険者一人当たりの負担が増える方向ということである。場合によっては、その増大が大き過ぎるために、様々な対策が求められることになる。このような状況が生じるのは、(1)国全体の人口構成が財政計画策定時に前提となった予測よりさらに高齢化する場合のほかに、(2)産業構造・就業構造の変化によりその制度の適用対象となっている職域の従業者数が減少する場合である。

ここ十数年の間の公的年金制度の改正は、主として、この二つの状況変化に対する取り組みだったといえる。

前者については、後代の被保険者の負担が高くなりすぎないように、給付水準の適正化が行われてきたところであるが、この方向での制度改正としては、1985年改正における給付乗率の段階的な引き下げや、1994年改正における本格的年金の支給開始年齢の引き上げ、ネット所得スライドの導入などが挙げられる。1997年1月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口の将来推計は、さらなる少子・高齢化が進展することを示しており、今後とも引き続いてこの問題に取り組

んでいかなければならない。これは欧米諸国とも共通の課題であり、各国とも持続可能な年金制度の構築を目指して活発な検討を行っているところである([ISSA, 1996], [IMF, 1996])。

後者については、産業構造・就業構造の変化による深刻な財政影響が生じないようにするために、財政単位を拡大する方向で改正が進められてきた。1985年改正における基礎年金の導入はその代表例であり、農業者人口の減少などが改正の契機となっている。1997年4月から実施されたJR, JT, NTTの旧公共企業体三共済組合の厚生年金への統合も、高速道路網の整備に伴う鉄道輸送需要の減少やオートメーション化の進展などによる従業者数の減少による財政問題を解決するための枠組みであった。

公的年金制度の一元化という言葉がひろく使われるようになったのは、1980年前後頃からと思われるが、折しも鉄道共済年金の財政問題が深刻化していたときであり、また、国民年金の財政の将来について危惧する声が高まっていたときであった。このように、「一元化」という言葉は、産業構造・就業構造の変化による公的年金制度の財政基盤の脆弱化への対策を表す言葉として生まれてきたのであり、前記の二つ目の状況変化によって生ずる問題の解決の方向を示すものであった。それは、同時に、制度を通じた給付と負担の公平化という方向を併せ持つものであった。実際、上記の三共済組合を厚生年金に統合する措置を提案した、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」の1995年7月26日の報告書においては、一元化

の目指すべき方向として、財政単位を大きくすることや、公的年金制度として共通する部分について、費用負担が著しく違わないよう、その平準化を図ることが挙げられている（〔一元化懇，1995〕）。

一方、厚生年金基金は、厚生年金の適用事業所が設立し、その従業員に対し老齢厚生年金の給付の一部（報酬比例部分のうちスライド・再評価を除いた部分）を国に代わって行い（代行給付，代行部分），その分，国に納める厚生年金の保険料の一部を労使共に免除され（免除保険料），プラスアルファ給付の掛け金を基金に拠出する仕組みである（図1）。これは厚生年金の給付の一部について、あたかも財政単位を分けることのように見える。このため、「厚生年金基金の設立を認めることはそもそも公的年金の財政単位を拡大するという一元化の方向に逆行することではないか」という議論がある。言い換えれば、基金を設立した事業所が、事業規模を縮小することが起こり得るが、そのような場合、基金の財政基盤が悪化する場合がある。そのような事態は産業構造・就業構造の変化の中で必ずいくつかの事業所において起こるのであるから、厚生年金の中に財政的な不安定さを作り出す代行制度は廃止すべきであるという議論である。さらに、そのような基金が解散すれば、厚生年金に戻り厚生年金の財政が悪化するではないかという議論である。

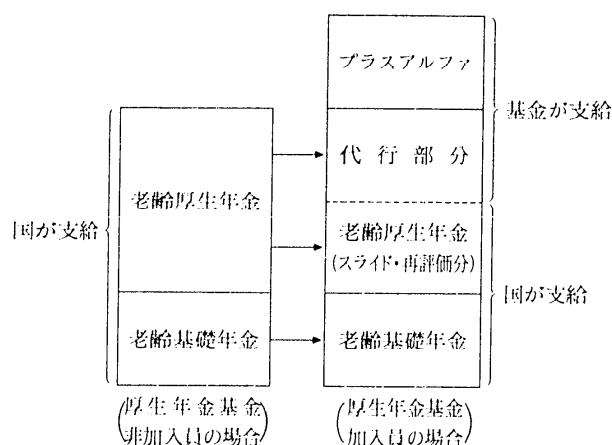


図1 厚生年金基金が行う給付

当稿においては、厚生年金と厚生年金基金の財政のつながりを構造的に明らかにし、それに基づいて、厚生年金基金制度は公的年金制度一元化の方向に照らして果たして財政単位を分けることになっているのかを考えていきたい。併せて、今回の三共済組合の厚生年金への統合に際して採られた年金財政上の措置と厚生年金基金との関係も考えていきたい。

I 厚生年金本体の財政と厚生年金基金の代行部分の財政との関係

まずはじめに、厚生年金本体の財政と厚生年金基金の代行部分の財政がどのような関係にあるのかを考えてみよう。

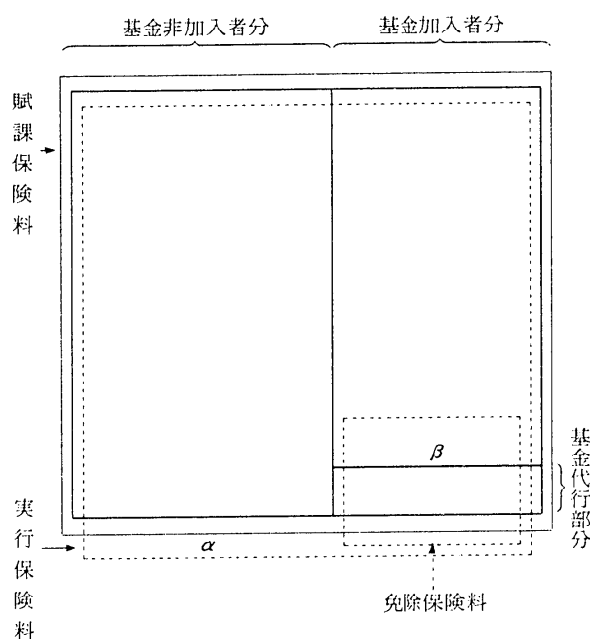
代行制度は、図1に示したように、基金が老齢厚生年金のスライド・再評価を除く部分を国に代わって給付し、その給付に要する費用として、厚生年金の保険料の一部を国に納付することを免除される仕組みである。この免除される保険料を免除保険料と呼んでいる。基金加入員及び事業主は、免除保険料を基金に納付することとされており、基本的には基金加入員は基金非加入員と同じ保険料を負担し、同じ給付を受ける仕組みとなっている。この関係が免除保険料を通して成り立っているために、厚生年金本体と厚生年金基金の財政の関係が若干分かりづらいものになっている。そのメカニズムを解明するのが本節の目的である。また、免除保険料を通して基金が得をし、その分厚生年金被保険者のうち基金非加入者が損をしているという議論もあるが、このメカニズムの解明により、加入者・非加入者の関係はあくまで中立的であることが理解できるであろう。

この関係を考えるに当たっては、A. 基金を設立した場合に厚生年金全体の財政が受ける影響と、B. 基金が解散した場合に厚生年金全体の財政が受ける影響に分けて考える必要がある。前者のケースでは、基金加入者の将来期間も含めて財政の均衡を考える必要があるのに対し、後者のケースでは、過去期間に着目して財政の均衡を考えることになるからである。

1 基金設立と厚生年金財政

基金設立が厚生年金全体の財政に与える影響を調べるために、次のような単純化したモデルを考えてみよう。厚生年金は、制度創設当初から、ある程度の積立金を保有しながら、最終的な保険料率を賦課保険料率よりも小さくなるようにする、部分積立方式により運営されてきた。厚生年金基金の設立もそのような財政方式の中で考察されるべきであるが、次の賦課方式で運営されている単純化したモデルで証明できることが、そのまま、部分積立方式の場合にも成立することは容易に理解できるので、ここでは賦課方式で運営されているモデルを取り上げることとした。そして、そこで証明されることを実際の厚生年金に適用した場合の考察を後述した。

いま、厚生年金と同じ給付設計になっており、完全な賦課方式でその財政が運営されているK制度があったとする。K制度において、厚生年金基金と同じように老齢年金のうちスライド・再評価部分を除く部分を代行する基金制度を導入することを考えてみよう。(ただし、K制度自体は制度導入からある程度時間が経っており、賦課保険料率が免除保険料率以上の大きさに達しているものとする¹⁾。)基金制度導入当初、基金代行部分の給付費はそれほど大きくないが、将来の代行給付費の増大に備えるために免除される保険料総額は初期の段階の代行給付費に比べて相当大きなものとなる(図2)。免除保険料は、代行給付費に対する賦課保険料として定められるのではなく、将来にわたって一定率となる平準保険料で定められるからである。(この結果、基金には代行給付のための積立金が形成され、将来的にはその運用収入と免除保険料で代行給付が賄われることになる。)このため、K制度全体の保険料は、免除保険料と代行給付費の差分だけ賦課保険料よりも高い保険料を徴収することになる。その結果、K制度の保険料は、基金加入者にも基金非加入者にも基金設立当初は賦課保険料より若干高い保険料(基金加入者については、国に納める保険料と免除保険料を合算した保険料)となる²⁾。(あくまで、基金が代行している部分以外は、賦課的に保険料



(免除保険料と基金代行部分の給付費の差額だけ、実行保険料は賦課保険料より高くなる： $\alpha = \beta$)
 $\alpha = \text{実行保険料} - \text{賦課保険料}$
 $\beta = \text{免除保険料} - \text{基金代行部分}$

図2 K制度が賦課方式で運営されているときに基金制度を導入した場合の当初の給付費と保険料の関係

を徴収するものとする。)ここで基金非加入者の保険料も、賦課保険料より少し高くなるのは、次のような理由で、K制度の財政方式を賦課方式から若干の部分積立方式に変更したことになるからである。すなわち、K制度における基金制度が成熟した段階を考えてみると(図3)、今度は免除保険料は代行給付費に比べて相当小さなものとなる。繰り返しになるが、免除保険料は一定率の平準保険料だからである。従って、この段階では、K制度全体の保険料は、代行給付費と免除保険料の差だけ賦課保険料よりも少なくて済む。この効果は基金加入者にも基金非加入者にも及び、K制度の保険料(基金加入者については、国に納める保険料と免除保険料を合算した保険料)は、賦課保険料よりも小さいものとなる³⁾。成熟段階において免除保険料が代行給付費よりも小さくて済むのは、積立金の運用収入を代行給付費に充てる

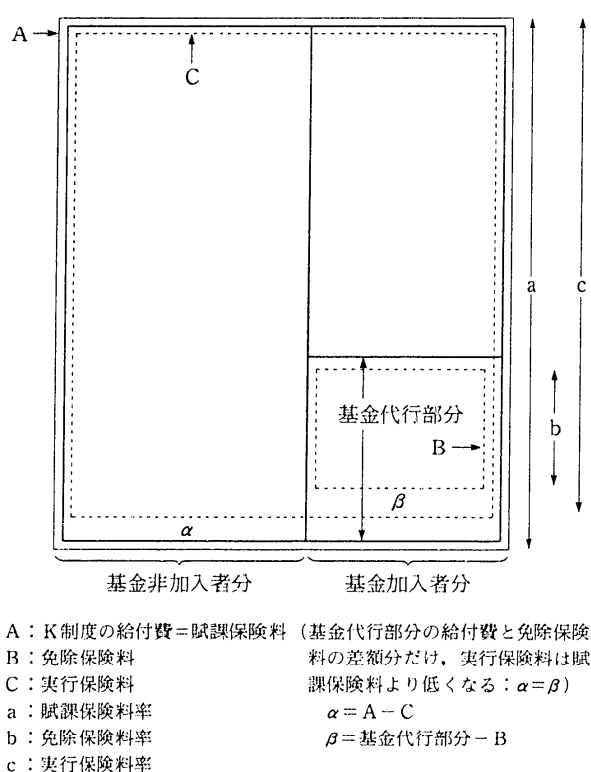


図3 K制度の基金制度が成熟した段階における給付費と保険料の関係

ことができるからであり、基金非加入者の保険料が賦課保険料より少なく済むのも、この運用収入があるからである。換言すれば、基金制度を導入したことにより、K制度全体の財政方式が賦課方式から部分積立方式に移行したことになるわけである。ここで、これではK制度の財政方式が無理矢理賦課方式から部分積立方式に変更させられているのではないかという異議があるかも知れない。公的年金制度の財政方式は賦課方式であるべきであると考えた立場に立てば、問題があると考えたかも知れないが、公的年金制度が少子・高齢社会に向かって急速な成熟途上にあることや、近年、とみに重視されてきている世代間の負担の公平性の観点からは、むしろ望ましい方向であると思われる。

以上の考察から、さらに次のことがわかる。

- (1) 厚生年金全体から見ると、厚生年金基金の設立を認めるということは、毎月、厚生

年金基金に免除保険料と代行給付費の差額分を積立金として積み立てるのと同じ効果になると言える。この場合の積み立ての利子は、免除保険料を決める際の予定利率である。現在、この予定利率は5.5%と定められている。

厚生年金全体の財政は、ある程度の積立金を保有し、制度成熟段階においても積立金の運用収入を活用することにより、最終保険料負担を軽減するという財政計画のもとに運営されている。K制度においては完全な賦課方式で運営されているところに基金制度を導入することを考えたが、この場合にはK制度は部分積立方式に移行することとなり、そのすべての積立金を5.5%の利子率で基金に積み立てたのと同じ結果となる。このことから、現実の厚生年金においては、積立金の一部を5.5%の利子率で基金に積み立て、残りの積立金を資金運用部に預託したのと同じ結果になることがわかる。

また、積立方式と賦課方式は相容れず、基金の積み立てのために厚生年金本体の財政が悪化しているという議論があるが、以上見てきたように、基金の積立金は厚生年金全体の積立金としての役割も果たしており、最終的にはその運用収入により、厚生年金全体の保険料を引き下げる効果を有するものであるので、このような議論は誤解に基づいたものであると言える。

- (2) 厚生年金基金で発生する剰余金・不足金と厚生年金本体の財政との関係は分離されているが、厚生年金基金が無かった場合の厚生年金全体の財政と比較すると、次のようになる。

- ① 死亡率の改善があると、過去期間に係る給付について不足金が発生するが、この不足金は、基金が償却する（費用を負担する）ことになっている。この不足金は、もし基金が無ければ厚生年金全体で負担するものであるので、この場合には

厚生年金全体の負担が軽減されていることになる。1996年6月に発表された、厚生省の厚生年金基金制度研究会報告書（[企画課，1996]）には、この不足金を免除保険料で調整することが提案されている⁴⁾が、その方法が実現されれば、死亡率の改善が厚生年金基金の存在を通して厚生年金全体の財政に影響するようなことは無くなることとなる。

- ② 免除保険料率の設定に当たっては上述のように5.5%の予定利率を使用しているが、基金における実際の運用利回りが5.5%を上回った場合には、その利差益は基金の財政にのみ活用され、厚生年金全体の財政には関係しない。実際の運用利回りが5.5%を下回り利差損が発生しても、その利差損は基金が償却することになり、厚生年金全体の財政には関係しない。（1）で述べたように、厚生年金全体がその積立金の一部を5.5%の確定利回りで基金に積み立てたのと同じ結果になるからである。従って、厚生年金の積立金の運用が5.5%よりも高い利回りになる場合には、基金の代行部分対応積立金から生じる当該利差相当額だけ厚生年金全体の負担が増えていることになる。反対に、厚生年金の積立金の運用が5.5%よりも低い利回りになる場合には、当該利差相当額だけ厚生年金全体の負担が軽減されていることになる。上記の厚生年金基金制度研究会報告書には、この免除保険料率設定の際の予定利率と厚生年金本体の積立金の運用利回りとの乖離から生じる財政的な影響を取り除くために、予定利率と厚生年金本体の積立金の運用利回りとの差に相当する金額を免除保険料で調整することが提案されている⁵⁾。この方法が実現すれば、免除保険料率の決定に用いられる予定利率と厚生年金本体の積立金の運用状況との乖離が、厚生年金基金を通して厚生年金全体の財

政に影響するようなことが無くなることとなる。

- ③ 1994年の制度改正までは、免除保険料率は個々の基金の年齢構成や脱退率・昇給指数等が反映されずに一律に定められていた。このため実際の代行給付のための掛け金率が免除保険料率よりも低い基金にあっては、その料率差に相当する額が基金の剰余金になっており、厚生年金全体の財政にとってはマイナスであった。逆に、実際の代行給付のための掛け金率が免除保険料率よりも高い基金にあっては、その料率差に相当する額が基金の不足金になっており、基金で補わなければならないなかった。そしてその分だけ厚生年金全体の財政にとってはプラスになっていた。このようなプラス・マイナスは1994年の制度改正により解消され、中立化されたところである（[年金局，1995]）。

2 基金解散と厚生年金財政

次に、基金が解散した場合に厚生年金の財政にどのような影響があるかを調べてみよう。

基金が解散した場合、当該基金は最低責任準備金を用意することになる。最低責任準備金の額は、基金が支給義務を負っている代行給付の給付現価として算定される。したがって、最低責任準備金が過不足なく用意され、給付現価算定の際の予定利率や死亡率通りに実績が推移すれば、厚生年金全体の財政には影響がないことになる。

用意される積立金の額が最低責任準備金の額に不足する場合には、その不足額だけ厚生年金全体の財政は悪化する。このため基金の積立金が最低責任準備金を下回らないように運営することが極めて重要となる。従って、この不足が発生しないように制度運営を図ることは、行政が監督を行う場合の最重要事項の一つと考えられる。近年、特にバブル経済の崩壊後、積立金総額が最低責任準備金額を下回っている基金がいくつか存在するといわれるが、このような事態は厚生年金全体の財

政という観点から早急に解消する必要がある。このような事態に立ち至った大きな原因は、積立金の評価が簿価で行われていたことであるが、今後は時価評価に基づいて最低責任準備金と積立水準の比較を不断に行い、積立不足が生じないように運営していくことが重要となる。

なお、最低責任準備金の移管後予定利率や死亡率に実績との乖離が生じ、差損が生じた場合には、その不足額の償却は後代に課せられることとなるが、これはいかなる積立方式の場合にも発生する不足額であるので、代行制度により厚生年金の財政が悪化したものではないといえる（また、差益が生じる場合もある）。

II 厚生年金基金と一元化

公的年金制度の一元化は、産業構造・就業構造の変化により財政基盤が脆弱化する制度が出ないようにするために、財政単位を一本化、もしくは、財政単位をできるだけ大きくする措置を意味する。公的年金制度においては、世代間扶養の仕組みを一部に取り入れて財政運営がなされているので、現役被保険者の数が減少した場合に、被保険者一人当たりの負担が増大するが、鉄道共済年金のようにその減り方が急速で減少割合も大きい場合には、一人当たりの負担が大きなものになってしまうので、財政単位をできるだけ大きくして、そのような局所的な人口構造の変化の影響を排除しようというものである。

厚生年金基金の設立事業所において、産業構造・就業構造の変化により従業員数が減少した場合、当該基金の加入員・受給者にどのような財政的影響が出てくるかを考えてみよう。プラスアルファ部分の給付は基金の自己責任のもとに運営されており、また、ここで問題としているのは公的年金の財政単位の問題であるので、ここでは代行部分を検討することとなる。このような場合、この基金の代行部分の掛金率は上昇するのが一般的である。その上昇の要因としては次のことが考えられる。

① まず加入員数の減少による上昇がある。将

来一定数の新規加入があるという前提で掛金率が設定されているため、新規加入がそれより少ないと、一人当たりの負担が増えることになる。

② 一人当たりのPSLの償却額も増加することになる。（PSLが無い基金においては、たとえ人数が減少してもこの問題は生じないといえる。）このPSLには、予定利率から発生した利差損や死亡率の改善に伴い発生した死差損などがある。

①による上昇分は、1994年の制度改正により免除保険料率に反映されているので（免除保険料率に上下限が設定されているので、必ずしも十分に反映されているとはいえないが）、加入員・事業主の負担は厚生年金総体としてみれば変わらず、財政的影響は無い。②の一人当たりのPSLの償却額については、PSLの総額が同じであっても加入員数が少なければ一人当たりの償却額は多くなる。このため、PSLがある場合には、加入員数が減少すると掛金率が上昇するのである。

しかしながら、ここで公的年金制度と基金制度の大きな違いが現れることになる。公的年金制度の場合には保険料を労使折半で負担しているので、掛金率の上昇は現役被保険者が負担可能か否かという問題に直結する。基金の場合にはPSLの負担は母体企業が担うのが一般的であるので事情は異なる。すなわち、母体企業がPSL総額の償却能力を持っているか否かで、掛金率の大小とは無関係に、基金は存続するか解散するということになる。実際、人数の減少が大幅なものであったが、母体企業は負担能力を十分に有しており、現在も存続しているという基金も数多くある。加入員数の減少が即財政の悪化につながるとは限らないのが基金の場合の特徴である。そして、このような形で基金が存続した場合に、Iで見たように、厚生年金全体の財政とは中立的であり（ただし、免除保険料率決定の際の予定利率や死亡率から発生する調整の問題は厚生年金基金制度研究会の報告書のように解決されているものとする）、厚生年金全体の財政に悪影響を及ぼすことはない。

一方、PSLの償却額と標準掛金額とを合わせ

たものが母体企業の負担能力を超えてしまった場合には、基金は解散することになるであろう。この場合にも、Ⅰで見たように、当該基金が最低責任準備金を不足無く用意すれば、厚生年金全体の財政に悪影響を及ぼすことはない。(したがって、繰り返しになるが、最低責任準備金が確保されているかどうかについて、入念な検証を継続的に行う必要がある。)

以上見たように、厚生年金基金の加入員数が大幅に減少しても、基金が存続するにせよ解散するにせよ、当該基金の加入員・受給者の代行給付には影響が無く、また、厚生年金全体の財政に悪い影響を及ぼすこともないといえる。

厚生年金基金は、一見、代行部分について財政単位を分ける枠組みのように見える。しかしながら、以上に見たように、厚生年金基金制度は基本的に厚生年金全体の財政と中立的であり、基金加入員数の減少によっても、さらに解散という事態があっても、厚生年金全体の財政に対し悪影響を及ぼすことはない。その意味で、厚生年金基金の代行部分の財政は免除保険料及び最低責任準備金を通して、厚生年金全体の財政と一体的かつ中立的に運営されており、財政単位を分けるような枠組みとはなっていないことが分かる。したがって、公的年金制度一元化の方向に照らして、厚生年金基金制度は特に問題はないといえる。

Ⅲ 旧公共企業体共済年金の厚生年金への統合における財政措置について

公的年金制度の一元化は、複数の公的年金制度の財政単位を一つにすることであるので、一元化に際しては財政方式をどのように調整するかという課題が生じる。今回の鉄道共済年金等三つの旧公共企業体共済年金を厚生年金に統合する際にもこの問題が検討され、次のように解決が図られたところである。

公的年金制度の財政方式のあり方については、様々な議論がある。賦課方式にすべきだとする議論から、完全積立にすべきという議論まで幅広く分布している。実際の厚生年金の財政方式は、積

立水準という観点からは両者の中間的な方式をこれまで採用してきた。

一方、世代会計の概念が経済学において提唱されているように、赤字公債の大量発行に伴って問題意識が喚起された世代間の公的負担の公平性の議論は公的年金の負担論にも及び、世代を通じた平準的な負担への関心が高まっている。拠出給付比率の世代間格差についての問題意識からも同様の関心が高まっている。将来にわたって負担を平準的にするためには積立水準を引き上げなければならない。

厚生年金においては、世代間の負担の公平性に留意しつつ、ある程度の積立金を保有し、積立金の運用収入の活用を通じて最終保険料を軽減するという考え方のもとに財政運営が行われてきた⁶⁾。1996年6月7日に成立した「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成8年法律第82号)により、鉄道共済年金をはじめとする三つの旧公共企業体共済年金が1997年4月1日より厚生年金に統合されることとなったが、この統合に際しても、このような厚生年金がこれまで行ってきた財政運営に沿った形で、財政措置が採られている。具体的には次の二つの措置である(図4)。

- ① 三共済は必要な額の積立金を移管する。
- ② JR・JTの適用事業所に雇用される者の保険料は、主として統合前期間の給付の財源に充当されるが、厚生年金の積立に参加する部分も確保する。

①の積立金の額は、「独立した制度として運営されていた期間において、保険料を拠出した時点で確定したとみなすことができる給付の給付現価」という考え方で算定されている。ただし、給付設計は給付現価算定時におけるものを前提としている。厚生年金の給付設計は、保険料を拠出するごとに、保険料額の基礎となった標準報酬月額千分の7.5ずつ年金額が増加する仕組みとなっているので、この給付現価は基本的に代行部分の給付現価と一致する。いわゆる最低責任準備金の額と基本的に一致するのである。こうして定まる積立金額がJR、JT、NTTそれぞれ約1.21兆円、1,100億円、1.19兆円と推計されたところで

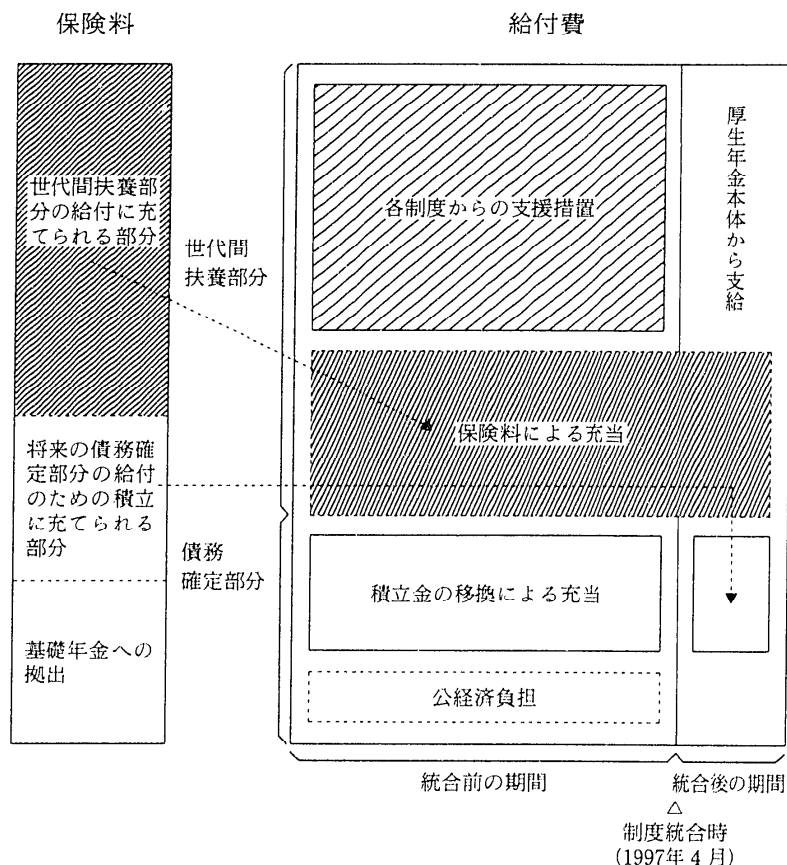


図4 再編成後の財源構造

ある。

②の積立に参加する部分であるが、①と同様、保険料拠出時に確定する給付部分を積み立てるという考え方に基づき、そしてこの給付部分は代行部分と同じであるので、厚生年金全体で厚生年金基金を設立したとした場合の代行給付に要する掛金率、換言すれば平均的な免除保険料率に相当する保険料だけ積立に参加することとしている。ここで、厚生年金は免除保険料相当以上に積み立てているので、免除保険料相当だけでは不十分と考える議論もあるかも知れないが、移管積立金の場合と同様、JRやJTは極端に高齢化が進んでいる適用事業所であり、統合前期間にかかる世代間扶養給付のうち保険料の充当で不足する部分は全被用者年金制度で支援することとされていることでもあるので、保険料のうち免除保険料相当額以

外の部分をすべて世代間扶養に使うこととされた。

このように、今回の統合においては、厚生年金の積立努力を尊重する形で、積立金の移管を行い、統合後期間の積立にも参加する財政措置が採られている。

また、上述のように、移管すべきとされた積立金も、統合後の期間にかかる積み立てへの参加も、厚生年金基金の代行部分の最低責任準備金や免除保険料の考え方と結果として一致するという特色がある。背景には、保険料を拠出したときに確定する給付は事前積立により積み立てておき、後代にその負担を回さないという考え方がある。今回の統合において、移管積立金や将来の積立について厚生年金基金を基準にするという考え方には根拠がないという議論があるが、厚生年金基金を基準にしているのではなく、結果として最低責任準備

備金や免除保険料と一致しているのである。厚生年金基金と共通する考え方が、移管積立金や統合後期間における積立への参加に現れるのは、厚生年金の財政運営の考え方、特に、世代間の負担の公平性に留意した財政計画を尊重した結果といえるであろう。

IV おわりに

厚生年金基金制度のあり方については、存廃を含めて多様な議論がなされてきたところである。しかしながら、一元化の方向に反するから廃止しなければならないとする議論は、事実誤認に基づく誤った議論と言わざるを得ないであろう。本稿で見たように、基本的に厚生年金基金は厚生年金全体の財政と一体的かつ中立的に運営されており、財政単位を分割する枠組みになっていないからである。

むしろ、厚生年金基金のあり方については、年金制度全体の見直しの中で議論されるべきであろう。

1997年1月に新人口推計が発表されたが、厚生省年金局は、その厚生年金・国民年金への財政影響を試算し発表した。それによれば、厚生年金の保険料は、現在の給付水準を据え置いた場合、将来に向けて現行保険料の約2倍の水準に引き上げなければならないことが示されている。国民年金についても同様である。経済基調が変化する中で、このような負担について国民の合意を得ることは難しいと思われるが、このためにも給付と負担の適正化を引き続き推進するとともに、将来の負担が過重なものとならないように公的年金制度全体を見直していく必要がある。この場合の見直しにおいては、公的年金制度の守備範囲は限定的なものとならざるを得ない。それに併せて、職域あるいは個人の自助努力を支援する制度的枠組みが求められるであろう。いわゆる老後の三本柱の整備である。現在のところ、ある程度まではその枠組みはあるが、完全ではない状態である。例えば、厚生年金基金や適格退職年金を設立・導入できない職域の従業員に対しては、自助努力を支援

する枠組みが整備されていない。アメリカのIRAのような制度がないのである。わが国の年金制度体系の見直しに際しては、三本柱の一つ一つの役割・守備範囲を明確にし、制度整備を行っていく必要があるだろう。1997年3月14日に自由民主党行政改革推進本部は、「規制緩和推進重点事項」を公表し「年金基本法」の検討を提案した。また、1997年3月28日に閣議決定された「規制緩和推進計画」では、「企業年金法の制定」に1997年度から検討に着手するとされているように、三本柱を包括的に整備し、受給権の保全を図る法体系の導入が提案されているところでもある。厚生年金基金制度もこのような見直しの中で、その役割について検討されるべきであろう。

その制度整備の際に、厚生年金基金制度が、trustのような慣習のないわが国において、従業員参加の民主的運営形態の企業年金制度の枠組みを提供してきたことや、種々の環境の変化、特に近年の自由化・国際化への流れに対応できる枠組みを備えていることは積極的に評価されるべきであろう。さらに、厚生年金は制度創設当初から部分積立方式により世代間の負担の公平性に留意した財政運営がなされてきたが、その結果形成される積立金をすべて財政投融資の原資とするのではなく、代行制度を通じて一部の資金を民間に提供してきたという厚生年金基金の果たしてきた役割も注目されるべきであろう。

本稿のもう一つのテーマである三共済の厚生年金への統合の際に採られた財政措置については、厚生年金の財政運営のあり方の議論にも影響があるといえるであろう。保険料拠出時に確定する給付については、その負担を後代に先送りせず、自らが引退するまでに必要な原資を積み上げるという考え方は、厚生年金の保険料計画を策定する場合に今後とも考慮すべきポイントであろう。世代間の負担の公平性がますます重要になりつつある現在にあっては、それ以上の積立水準が必要となる可能性はあるが、一つのメルクマールではあろう。

注

- 1) K 制度が導入されたばかりで、賦課保険料率が免除保険料率よりも小さい段階においても、同様の議論が成立する。この場合には、保険料の免除の方法を、現行のように一定率を国に納付することを免除するという形ではなく、イギリスの適用除外されている個人に対する免除保険料のように、一旦国にすべての保険料を基金加入者も基金非加入者と同様に納めた後に、免除保険料相当額を基金に移管する形を取ればよい。
- 2) 図 2 における実行保険料のことである。
- 3) 図 3 における実行保険料のことである。
- 4) 死亡率の改善により過去期間について発生した後発債務を、有限期間、例えば次の財政再計算までの 5 年間で償却するための掛金率を求め、免除保険料率に当該掛金率を加える方法などが、調整方法の一例として考えられる。
- 5) 厚生年金本体で運用していたとするならば得られていたであろう利回りと予定利率を比べ、予定利率の方が大きい場合には、基金の代行対応積立金から生じる当該利差相当額を一定期間で償却する掛金率を求め、当該掛金率を免除保険料率に加え、予定利率の方が小さい場合には、当該利差相当額を一定期間で償却する掛金率を求め、当該掛金率を免除保険料率から減ずる方法が、調整の一つの方法として考えられる。
- 6) 厚生年金の保険料については、現在の現役世代と将来の現役世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、最終保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行うこととしている。
すなわち、具体的には、
- ① 本格的な高齢社会においては、一定の保険

料（最終保険料）で年金財政が安定的に運営できること

- ② 後代になるほど保険料の引上げ幅が大きくなならないよう配慮すること
- ③ 制度の成熟途上においては、単年度収支が赤字にならないようにすること
- ④ 経済情勢が短期間のうちに急激に変動した場合にも対処できる一定の準備金を常に保有すること

という四つの条件の下に、保険料計画が策定されている（〔数理課，1995〕）。

参考文献

- International Social Security Association (ISSA), 1996. "Protecting Retirement Incomes: Options for Reform" (Studies and Research No. 37).
- International Monetary Fund (IMF), 1996. "Aging Population and Public Pension Schemes".
- 公的年金制度の一元化に関する懇談会（一元化懇）（1995）「公的年金制度の一元化について」（報告書）。
- 厚生省年金局企業年金国民年金基金課（企国課）監修（1996）「厚生年金基金制度研究会報告と解説」。
- 厚生省年金局（年金局）監修（1995）「年金制度改正の解説」。
- 厚生省年金局数理課（数理課）監修（1995）「年金と財政」。

（さかもと・じゅんいち
厚生省年金局数理課数理調整管理室長）